

## 「水まわりの工事で高額な請求！」

Q

洗面台の水漏れがあったので、慌てて新聞の折り込みにあったシール広告を見て電話をかけた。24時間対応の業者はすぐに来てくれたが、洗面台の交換が必要だと言った。早く直さないといけないので了承したが、思いもよらない高額な請求を受けた。支払わないといけないか。  
(50歳代 女性)

A

水まわりの水漏れや、排水管の詰まりは、突然起こることが多く、日常生活に差し支えるので慌ててしまいますが、すでに工事が終わっているのも本当に必要な工事だったのかどうかの判断が付きません。契約書をもっていないので、センターより費用の内訳を問い合わせたところ、代金を値引きされることになり、相談者も了承されました。

最近、複数の屋号を使って電話をかけてきた人に依頼された以外の工事を勧めて高額な契約をさせていた業者が書面不備で逮捕されました。クーリング・オフの説明もしていませんでした。

トラブルにあわないためには、次のような点に注意をしてください。

- ◆あわてずに止水栓、元栓を止める。
- ◆市町村の水道担当課に業者が指定業者かどうかを問い合わせる。
- ◆業者に連絡の際に、見に来てもらうだけでも費用がかかるのか確認する。
- ◆作業前に内容や料金を確認し、見積もりをもらう。
- ◆依頼内容と異なる工事を勧められたら、すぐに決めないで検討する。

分からない事、困った事があればすぐに相楽消費生活センターにご相談ください。

消費生活の相談や苦情はお気軽に**相楽消費生活センター**へ

**☎0774-72-9955** (ナニ?キューキューGOGO!)

相談は**無料**です。 秘密は厳守します。

(全国共通ナビダイヤル 0570-064-370 でもつながります。)

相談日 月～金(祝・休日、年末年始除く)

相談時間 午前9時～午後4時

住所 木津川市木津上戸15相楽会館1階

京都府木津総合庁舎東隣(JR木津駅東出口から徒歩5分)

※土曜・日曜日は075-257-9002へ(電話のみ)

